

公共事業再評価調書

整理番号 H21 - 8

担当部課名	県土整備部 道路課	電話番号	0 1 7 - 7 3 4 - 9 6 5 8
		E-MAIL	doro @pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	未着工 長期継続 (10 年)	再評価後 (年)	その他 ()
---------	-------------------	------------	---------

1 事業概要

事業種別	道路事業	事業主体	県 市町村 其他 ()				
事業名	地域活力基盤道路建設事業	地区名等	五所川原車力線 福浦～車力 市町村名 中泊町～つがる市				
事業方法	国庫補助 県単独 財源・負担区分	国 65 % 県 35 % 市町村 % 其他 %					
採択年度	平成 12 年度 (用地着手 平成 14 年度 / 工事着手 平成 14 年度)						
終了予定年度	平成 26 年度 (平成 21 年 3 月 工期変更 当初計画時 平成 23 年度)						
事業目的	<p>・主要地方道五所川原車力線は、津軽半島地域の中心都市五所川原市を起点として、つがる市車力町(旧西津軽郡車力村)に至る、岩木川西岸地域を連絡する幹線道路である。このうち、北津軽郡中泊町(旧中里町)～つがる市車力間は、中心部を直結するルートが存在せず、両地域の交流が著しく阻害されている状況にあることから、福祉・医療・スポーツ・生活関連施設の活用等津軽半島地域の連携強化に資する道路を目的として、3種3級、設計速度50km/hの規格で新設道路を実施している。</p>						
主な内容	区 分	当初計画時	再評価時	増 減			
	計画延長	5,050 m	5,050 m	0 m			
	計画幅員	6.0(11.5) m	6.0(11.5) m	0 m			
	改良工	4,450 m	4,450 m	0 m			
	舗装工	45,450 m	45,450 m	0 m			
橋梁工	3 橋	3 橋	0 橋				
・事業計画については、当初計画時と比較して変更はない。							
事業費	○当初計画時総事業費 9,208 百万円 (単位：百万円)						
		～18年度	19年度	20年度	21年度	小 計	22年度～ 合 計
	計 画					6,139	3,069 9,208
	(うち用地費)	()	()	()	()	(157)	(78) (235)
	〈 年 月変更〉						
実 績	3,611	875	900	950	6,336	2,872 9,208	
(うち用地費)	(172)	(10)	(25)	(28)	(235)	(0) (235)	

2 評価指標及び項目別評価

(1) 事業の進捗状況

(A) ・ B ・ C

事業の進捗状況			計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
	事業費割合 (うち用地費)		68.8 % [/] (100 %) [/]	103.2 % [/] (149.7 %) [/]
	主要工種 毎割合 (事業費)	改良工 (5,031百万円)	81.1 %	121.7 %
		舗装工 (713百万円)	0 %	0 %
橋梁工 (3,464百万円)		65.1 %	97.6 %	
説 明	計画全体に対する進捗見込みは68.8%に達する見込みであり、引き続き計画的に整備を進める。			
問題点・ 解決見込み	事業を進めるに当たったの阻害要因は無く、順調に事業の進捗を図ることができる。			
事業効果 発現状況	(部分供用なし)			

(2) 社会経済情勢の変化

(A) ・ B ・ C

社会的評価	全国・本県における評価	【全国の評価】 ・平成15年10月に閣議決定された「社会資本整備重点計画」では、道路整備事業について、透明性の高い、効果的かつ効率的な道路整備を推進し、社会・経済の活性化と暮らしの豊かさの向上を図ることとしている。	【県内の評価】 ・公共交通機関が未整備である本県にとって、自動車を主とする交通に頼らざるを得ない状況であるが、県内の道路は未整備区間が多く、さらに豪雪地帯であるため、冬期の安全確保や社会基盤整備としての道路整備に対する要望は多い。
	当地区における評価	「（仮称）第二津軽大橋」建設事業促進協議会が開催され、早期の整備要望が出されている。 協議会構成員（31名） ・中泊町（町長、議会議長外6名） ・つがる市（市長、議会議長外7名） ・土地改良区（十三湖・小田川・西津軽土地改良区の各理事長） ・青森県県議会議員（4名） ・国土交通省東北地方整備局（青森河川国道事務所、五所川原出張所） ・青森県（道路課、農村整備課） ・青森県西北地域県民局（局長、地域整備部、農林水産部）	
必要性	・当該路線は県管理道路であるため、青森県が事業主体となって行う必要がある。 ・当該工区は、現在、北津軽郡中泊町とつがる市車力間の中心部を直結するルートが存在せず、両地域の交流が著しく阻害されている状況にあることから、福祉・医療・スポーツ・生活関連施設の活用等津軽半島地域の連携強化に資する道路として早期に整備する必要がある。		(a) b
適時性	・津軽半島地域連携強化のため、早期の道路整備が強く望まれている。		(a) b
地元の推進体制等	・平成14年度以降毎年のように、（仮称）第二津軽大橋建設事業促進協議会が開催され、早期の整備要望が出されている。		(a) b
効率性	・地域の交通利便性の向上が図られるとともに、津軽半島地域の連携強化が図られる。		

(3) 費用対効果分析の要因変化

(A) ・ B ・ C

区分	主な項目	当初計画時	再評価時	増減
費用項目 (C)	(1) 事業費	- 百万円	9,661 百万円	- 百万円
	(2) 維持修繕費	- 百万円	357 百万円	- 百万円
	(3)	- 百万円	百万円	- 百万円
	(4)	- 百万円	百万円	- 百万円
	(5)	- 百万円	百万円	- 百万円
	総費用	- 百万円	10,018 百万円	- 百万円
便益項目 (B)	(1) 走行時間短縮便益	- 百万円	4,677 百万円	- 百万円
	(2) 走行費用減少便益	- 百万円	-54 百万円	- 百万円
	(3) 交通事故減少便益	- 百万円	-121 百万円	- 百万円
	(4) 冬期便益	- 百万円	2,623 百万円	- 百万円
	(5) 防災便益	- 百万円	百万円	- 百万円
	総便益 (B)	- 百万円	7,125 百万円	- 百万円
	地域修正係数 (φ)	-	1.507	-
	費用総便益 (B')	- 百万円	10,737 百万円	百万円
費用便益比	費用便益比 (B / C)	-	0.71	
	修正費用便益比 (B' / C')	-	1.07	
費用対効果分析 (B/C)	【費用対効果分析手法】 （分析手法、根拠マニュアル等） ・費用便益分析マニュアル(平成20年11月 国土交通省 道路局 都市・地域整備局) ・道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要領(平成18年10月 青森県 県土整備部道路課)			(a) b
計画時との比較	【計画時との比較における要因変化】 ・当該工区は、事業着手時点において県単独事業として着手したことから費用対効果分析は実施していなかったが、今回新たに費用分析を実施し再評価を受けるものである。			a / b

(4) コスト縮減・代替案の検討状況		(A)・B・C
コスト縮減	【コスト縮減の検討状況】 ・路盤材・舗装合材に再生材を使用し、経費の削減を図ることとしている。 ・排水施設等の小規模構造物については極力、工場製品を使用し、工期の短縮及び経費の縮減を図っている。	a. b
代替案	【代替案の検討状況】 ・比較ルートとしては、他に2路線が考えられるが、当該ルートは中泊町中心部とつがる市車力町中心部を結び最短路線であるとともに経済的に最も安価であることから、実施中のルートが最適である。	a. b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点		(A)・B・C	
住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】 ・事業要望	【住民ニーズ・意見】 ・(仮称)第二津軽大橋建設事業促進協議会から、整備要望が出されている。	a. b
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】 (1)対応状況 配慮している 配慮していない (2)区分 農林地等の緑地や植生の改変 地形や地盤の改変 水系や水辺の変更 海域環境の変更 敷地整備段階での重機の使用 土砂等の搬出・搬入 廃棄物処理等 道路(車歩道),雨水排水路の設置 基礎や地下建造物の建設 低層建築物の建設 高架構造物の建設 海底・海中建造物の設置や建設 (3)対応内容 ・切土または盛土により植生等を改変する場合は、張芝等により緑化を行い代替措置を講ずる。 ・低騒音・低振動仕様の重機を使用する。 ・産業廃棄物は再資源化施設へ搬入し、リサイクルに努める。 ・地下埋設物の調査を実施し、ライフラインの破損等防止に配慮する。	a. b	
地域の立地特性	・当該地域は、過疎地域、辺地地区、半島振興地域に指定されている。		

3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	継続	計画変更	中止	休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
評価理由	・全ての項目が「A」評価である他、中泊町中心部とつがる市車力町中心部を結び両地域の交流・連携強化が図られることなど、本路線の持つ重要性や地域特性等を総合的に評価すると、着実に事業を推進し早急に事業効果発現を図る必要がある。したがって、対応方針を「継続」とした。			
備考				

4 公共事業再評価審議委員会意見

委員会意見	対応方針(案)どおり	対応方針(案)を修正すべき		
委員会評価	継続	計画変更	中止	休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)			
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案)を修正すべき」の場合に記載)			